

令和6年10月29日

第51回

「文の京」安全・安心まちづくり協議会会議録

文京区総務部危機管理課

「開 会」 (9:30)

○**横山危機管理課長** それでは、定刻になりましたので、第51回「文の京」安全・安心まちづくり協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の事務局を務めております、文京区危機管理課長の横山です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、あらかじめ送付いたしました資料の確認をさせていただきます。資料といたしましては、協議会の次第、資料第1-1号「23区 刑法犯区内発生件数推移（全刑法犯）」、資料第1-2号「文京区内刑法犯認知件数の推移」、資料第2号「令和5年中の文京区内災害状況」となります。不足がありましたら、挙手をしていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

次に、本協議会での発言方法につきましては、前回と同じ説明になりますが、発言前に、机上のマイクのボタンを押していただき、赤いランプが点灯後、ご発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、再度マイクのボタンを押して、マイクの赤いランプを消していただきますよう、お願いいたします。

なお、ご発言につきましては、これまでと同様に記録を行い、会議録としてまとめさせていただきますので、ご承知おきください。

また、会場内では、スマートフォン・携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定くださいますよう、お願いいたします。

それでは、河合会長、会議の進行をお願いいたします。

○**河合会長** 本日は、皆様お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の会長を務めております、河合でございます。よろしくお願いいたします。

最近、匿名・流動型犯罪が多数発生し、非常に厳しい状況となっています。この匿名・流動型犯罪につきましては、今年の警察白書で特集が組まれ、また、私が属している警察政策学会のシンポジウムでもテーマとされるなど、多くの方が注目している問題です。この問題は何かと言えば、特殊詐欺でお金を騙し取られるだけでなく、お金を騙し取るために殺人が行われるなど、犯罪が非常に凶悪化してきていることです。この協議会では、防犯カメラの整備を一つの課題としていますが、犯罪が起こったときに犯人を追いかけるという意味でも、防犯カメラは貴重なものであると思います。

一方で、この協議会といたしましては、安全・安心を確保するために、何をおそれ、何に注意し、どのような対策を取るのか、しっかりと考えていく必要があると思います。特に、この凶悪化している匿名・流動型犯罪は、急にインターフォンを鳴らして自宅内に入ってきます。自宅内に入ってくるといっても、インターフォンがありますので、そこでどのような対策を取るのか、

あるいは、見ず知らずの人間に対して簡単にドアを開けないという基本的なことを含め、何をおそれ、何に注意し、どのような対策を取るのか、それを考えることも、この協議会の役目であります。そのため、委員の皆様には、是非、広報・啓発の先頭に立っていただければと思います。本日の協議会は、最近の犯罪状況や災害状況について、報告がありますので、そのようなことも踏まえて、議論をお願いいたします。

なお、本日の協議会につきましては、1時間30分から2時間程度で進め、遅くとも午前11時30分を目途に終了したいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、本日の出席者につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○横山危機管理課長 本日は、岡崎委員、田村委員、大橋委員、武智委員、松井委員、浅野委員、佐藤委員、出井委員、八木委員、脇野委員から、事前に欠席のご連絡をいただいております。

また、大岩委員につきましては、現在、お見えになられていない状況となっております。

報告は、以上になります。

○河合会長 それでは、早速ですが、議事に入りたいと思っております。本日の議事は、報告事項が2件となりますので、次第に沿って、事務局から説明をお願いいたします。

○横山危機管理課長 それでは、次第1(1)報告事項のア「区内の犯罪発生件数について」ですが、警察を代表いたしまして、大塚警察署の生活安全課長である佐々木委員から、ご報告をお願いいたします。

○佐々木委員 警視庁大塚警察署生活安全課長の佐々木と申します。

初めに、刑法犯認知件数について、説明いたします。警視庁管内の刑法犯認知件数は、令和6年8月末現在で61,550件、前年比はプラス4,287件と増加傾向にあります。一方、文京区内の刑法犯認知件数は、令和6年8月末現在で778件、前年比はプラス92件となっており、警視庁管内と同様に、文京区内でも増加傾向が見られます。また、令和5年の刑法犯認知件数は、警視庁管内は89,098件で、令和4年から10,623件増加しており、文京区内におきましては、令和5年と令和4年を比較すると、206件増加していますので、全体の件数と比例して増加している状況にあります。

その中でも、特に、自転車盗と万引きが顕著に増加しています。自転車盗につきましては、令和6年8月末現在、警視庁管内では18,426件、前年比はプラス1,387件となっており、文京区内では167件、前年比でプラス17件と全体の件数に比例して増加傾向にあります。自転車盗の傾向といたしましては、主に中高層住宅と呼ばれる4階建て以上の集合住宅における被害が最も多く、次に道路上の被害が多いという統計が出ています。そのほか、被害に遭った自転車は、60.7%が施錠をしておらず、施錠していない自転車ほど、被害に遭いやすくなっているため、自転車盗対策として、補助錠を併用していただくとともに、区と連携して道路上に駐輪した自転車の撤去作業を強化することも必要であると考えています。加えて、新型コロナウイルス感染症の

感染症法上における位置付けが5類感染症に移行された後、宴会後に利用することができる公共交通機関が無くなり、自転車の窃盗を行ってしまう案件も増加していると思料されますので、委員の皆様をはじめ、ご家族の方も気を付けていただければと思います。次に、万引きにつきましては、令和6年8月末現在、警視庁管内は7,614件で、前年比はプラス434件、文京区内は80件で、前年比プラス5件となっており、どちらも増加しています。警視庁本部によれば、衣料品、医薬品、ディスカウントショップの品物などを対象として、都内全域で、外国人グループなどの複数犯や日本人単独による転売目的の計画的かつ連続的な大量万引き事件が発生しているとのことです。

次に、現在、警視庁で最重要課題となっている特殊詐欺につきまして、説明いたします。警視庁管内の特殊詐欺被害は、令和6年8月末現在、2,088件で被害金額70億5,000万円、前年比はプラス241件で被害金額もプラス18億6,000万円と非常に増加しており、特に、被害金額につきましては、過去最悪であった平成30年の約88億7,000万円を超えるペースで推移しています。手口別では、オレオレ詐欺が714件で最も多く、次いで還付金詐欺、預貯金詐欺が多くなっており、特に、還付金詐欺は前年比プラス241件と大幅に増加しています。また、被害金額が増加傾向にある要因といたしましては、1,000万円以上の高額被害が増加していることが挙げられます。

令和6年の高額被害は134件発生していますが、件数は全体の約6%に過ぎない高額被害の被害金額が、総被害金額の約55%を占めている状況です。手口別の高額被害としては、オレオレ詐欺の占める割合が多く、従来からの親族騙りに加え、最近増加している警察官を騙ってSNSに誘導し、警察手帳や逮捕状を表示させ、「あなたの口座が犯罪に利用されている」「協力をしなければ逮捕します」などと不安をあおり、長期間、複数回にわたって、インターネットバンキングを悪用して送金させる手口も増加しています。警視庁では、各金融機関に対し、このようなインターネットバンキング悪用の対策として、各金融機関で取引の状況等をモニタリングし、不正な入出金を検出した場合には、警察に情報提供するよう依頼しているところです。オレオレ詐欺に遭わないための対策といたしましては、知らない電話番号からの電話に出ないことが被害防止に効果的であることから、あらゆる機会を通じて、留守番電話の設定、自動通話録音機の貸出し、迷惑電話防止機能付き電話機の設置促進、ナンバーディスプレイ・ナンバーリクエストサービスの無償化に係るNTTの取組説明や手続の具体的なサポートなど、犯人からの電話に出ないための対策を警視庁では推進しています。そのほか、電話につきましては、最近、都内からの電話だけでなく、国際電話で電話が掛かってくることも増加していますので、海外との通話が必要のない方は、国際電話取扱受付センターを通じた国際電話の発信・着信を休止させる手続が有効な対策です。これは、年齢や電話会社に関係なく、休止手続を行うことが可能ですが、電話番号に「010」を付けて、国際電話に掛けさせようとするサポート詐欺の対策にも有効となっています。

サポート詐欺というのは、パソコンを利用している最中に、「あなたのパソコンがウイルスに感染しました」「ウイルスを駆除するためにはコンビニエンスストアで電子マネーを購入してください」などと画面に表示され、そのメッセージに誘導されて、電子マネーを騙し取られるという手口ですので、十分にご注意ください。

特殊詐欺の根絶に向け、警視庁では、全102署が一体となって取組を推進していますので、皆様方も被害に遭わないよう、是非、気を付けていただきますよう、お願いいたします。

以上となります。

○河合会長 ありがとうございます。それでは、報告の内容につきまして、委員の皆様から、質問などがありましたら、よろしく願いいたします。板橋委員、どうぞ。

○板橋委員 委員の板橋です。よろしく願いいたします。

資料第1－1号の表を見ると、文京区は刑法犯認知件数が一番少ないように見えますが、人口を考慮した場合、例えば、練馬区は約74万人、文京区は約24万人になりますので、練馬区と文京区の刑法犯認知件数を人口で割れば、ほとんど変わらないとも考えられます。実際に、文京区内では、人口を加味すれば、どの程度の順位で、どの程度の安全が確保できているか、分かるようであれば、教えていただけないでしょうか。

○佐々木委員 申し訳ありません。そのような統計は取っていないのですが、文京区内は、全102署の中でも、凶悪な事件が発生せず、件数自体も少ない傾向であることは、私も肌で感じています。これは、皆様の防犯意識が非常に色濃く出ていることや町会等を通じた色々な地域のつながりが非常に強いことが要因であると思います。文京区は、非常にしっかりとした街で、かつ、犯罪も多くないと、大塚警察署に着任してから実感しているところです。

○板橋委員 ありがとうございます。もう一つよろしいでしょうか。

先ほど、警察官を名乗るという手口の説明がありましたが、その手口で、私の知り合いが特殊詐欺被害に遭ってしまいました。その時、何故、詐欺に騙されてしまったのかと思いましたが、掛かってきた電話が海外からの電話番号で、頭にプラスが付いていたものの末尾が110であったため、警察からの電話だと思い込み、信じてしまったということでした。そのような発信が多くされているため、電話番号の末尾が110であっても、必ずしも信用することはできないと認識していただく必要があると思いました。

○佐々木委員 大塚警察署では、署員に対して、「電話番号の末尾が0110イコール警察からの電話です」と住民の方に説明しないよう、共有をしています。「電話番号の末尾が0110イコール警察からの電話です」と説明してしまうと、ご指摘のとおり、国際電話などを通じて、電話番号の末尾が0110というだけで、警察からの電話であると信じてしまう住民の方が出てきます。現在、大塚警察署では、特殊詐欺対策として、高齢者宅の訪問などを行っていますが、電話番号の末尾が0110イコール警察からの電話ではないことをしっかりと情報発信しています。警視庁全体とし

ても、そのような情報発信を行っていく必要がありますので、警視庁本部と連携して、対応していきたいと思います。

○河合会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。田中委員、どうぞ。

○田中委員 委員の田中です。よろしくお願いします。

電話による特殊詐欺被害について、関連してお伺いいたします。ご説明の中で、特殊詐欺被害に遭わないために、電話に出ないことを推奨されているということでしたが、私の親の世代でも、見知らぬ番号から掛かってきた電話について、固定電話の場合は基本的に取らないと聞きますが、携帯電話の場合は急用かもしれないと思って取るケースも多いと思います。実際に、特殊詐欺被害の状況として、固定電話がきっかけで被害に遭ってしまうケースが多いのか、固定電話や携帯電話を問わず、そのような事例が多いのか、その辺りを教えていただけないでしょうか。

○佐々木委員 最近の手口といたしましては、携帯電話に非通知で電話が掛かってくるのが多く、電話を取ったときに、石川県警や大阪府警など、警視庁ではない警察を名乗り、その中で「あなたの口座が犯罪に使われています」など、そのような形で騙される手口も増えてきていますが、被害としては、固定電話によるものが圧倒的に多いです。

○田中委員 ありがとうございます。

○河合会長 中嶋委員、どうぞ。

○中嶋委員 民生委員の中嶋です。

これは最近、私の自宅に電話が掛かってきた事案なのですが、生身の声ではなく、テープで「あなたのクレジットカードの引き落としができません」という音声が流れてきました。他の人に聞いてみても、色々なところで、そのようなテープが流れてくるらしく、最近はそれが主流になっているように感じました。選挙のアンケートなどがテープで流れるのはよくありますが、そのような状況なのでしょう。それから、国際電話による被害の防止対策は、KDDIなどに申し込めばよいのでしょうか。

○佐々木委員 音声テープにつきましては、固定電話だけでなく、携帯電話にも掛かってくるというのが、最近の手口となっています。私たち警察官は公用携帯を持っていますが、その公用携帯にも、特殊詐欺と思われる電話が掛かってくるような状況です。警察といたしましては、特殊詐欺に使われている電話番号を把握した場合、使用できなくする措置を強力で推進しています。イタチごっこのような部分もありますが、抜本的に改善する余地はあると思います。

また、国際電話につきましては、各通信回線事業者で対応していると聞いていますので、通信回線事業者に相談していただければと思います。

○河合会長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○横山危機管理課長 それでは、続きまして、次第1(1)報告事項のイ「区内の災害状況について

て」ですが、本郷消防署警防課防災安全係長の曾根様から、ご報告をお願いいたします。

○曾根本郷消防署警防課防災安全係長 本郷消防署警防課防災安全係長の曾根と申します。本日は、委員である本郷消防署警防課長の岡崎が所用により欠席のため、私が代わりに説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料第2号をご覧ください。この資料は、令和5年中の文京区内における災害状況を示したのですが、文京区内は小石川消防署と本郷消防署の2署があるため、資料に記載している数値につきましては、両消防署の合計と各消防署の数値を表示しています。

初めに、1番の災害件数等についてですが、火災件数は79件で前年比マイナス16件、焼損床面積は179㎡で前年比プラス130㎡、火災による死者は2人で前年比プラス2人となっています。火災につきましては、東京消防庁管内の件数を見ると、令和5年は4,330件で前年比プラス377件となっていますが、近年、火災件数は全体的に減少傾向にあります。平成25年までは5,000件台で推移していましたが、平成26年に4,000件台となり、平成30年から令和4年までは4,000件を下回ることもあるなど、4,000件前後で推移していました。しかし、令和5年は、若干増加し、4,000件を超えてしまったという状況です。令和5年の23区内における火災件数では、港区が最も多い281件でしたが、文京区は79件で第19位となっています。また、令和5年の火災による死者は、東京消防庁管内で86人となっており、約7割が65歳以上の高齢者です。

次に、救急の件数についてですが、小石川消防署と本郷消防署には、それぞれ2隊の救急隊がありますが、合計14,037件で前年比490件の増加となっています。皆様ご承知のとおり、現在、救急出場が非常に多い状況となっており、東京消防庁管内における令和5年中の出場件数は、918,311件で過去最多の件数を更新しています。東京消防庁全体で274隊の救急隊がありますが、これは、約34秒に1回の割合で救急隊が出場しているという計算になります。令和6年は、昨日時点の東京消防庁管内における救急件数が766,230件となっており、昨日時点で令和5年から12,913件増加しているため、令和6年も過去最多を更新することを危惧しています。関連いたしまして、救急車を呼ぶかどうか迷ったときに「#7119」に電話を掛けて相談する、東京消防庁救急相談センターの受付も年々増加しており、令和3年は362,392件であったところ、令和5年は462,677件と約10万件の増加となっています。これは、「#7119」が浸透してきていることが要因であると思いますが、相談の結果、救急要請に至るものもあり、令和5年は54,200件となっています。東京消防庁救急相談センターでは、様々な相談を受けますが、話を聞いている間に、重い症状で一刻も早く受診が必要と判断し、すぐに救急車を呼ぶように指示を行う場合もあります。そのように、救急相談から救急要請に至るものも、相当の件数があるという状況です。

次に、その他についてですが、救助活動、危険排除、緊急確認、PA連携の4つから構成されています。救助活動というのは、交通事故で足を挟まれていたり、施錠された室内に急病人が倒れているなど、消防隊による救助が至急必要となるもので、令和5年の文京区内は、382件で前

年比プラス40件となっています。危険排除というのは、車からガソリンが漏れてしまったり、上の階からの漏水により漏電の危険がある、看板に落下の危険性がある、また、災害には捉えづら
いのですが、猿、蛇、蜂などの動物関係の対応も含まれ、119番通報があれば、消防隊が向かう
ことになります。こちらは、令和5年の文京区内では、94件で前年比プラス16件となっています。
緊急確認というのは、火災の非常ベルが鳴っているという通報のうち、煙や臭いが無い場合、こ
の緊急確認に位置付けています。これは、本当に火災が発生している場合もありますが、機械の
故障や湿気を感じてしまったなど、非常ベルが鳴っている原因を調べるもので、令和5年の文
京区内では、227件で前年比プラス19件となっています。最後のP A連携というのは、救急現場
において、消防隊と救急隊が連携して救急・救護活動を行うことで、付近に救急車がない場合に
付近の消防署から消防隊が向かう、また、重症者や搬出に支援が必要な場合に消防隊と救急隊を
指令して2隊で向かうというものですが、令和5年の文京区内では、2,459件で前年比プラス252
件になっています。

次に、2番の主な出火原因についてですが、文京区内における出火原因の上位3つを挙げてい
ます。一番多いのは電気火災で、コンセント関係のほか、モバイルバッテリーから出火して火災
に至るといったものが最近多くなっています。2番目に多い原因は放火又は放火の疑いで、3番目
に多い原因はガステーブル等となっています。一方で、東京消防庁管内における令和5年中の出
火原因は、第1位がたばこ、第2位が放火又は放火疑い、第3位がガステーブル等となっており、
第1位の原因が文京区と異なっています。文京区の火災件数自体は比較的少なく、昨日現在、72
件で前年比プラス7件という統計が出ていますが、木造住宅が密集している地域もあるため、一
度火災が発生すると、被害が大きくなってしまふ場合があります。現在、本郷消防署管内に関し
ましては、焼損床面積は0㎡という状況で、文京区は、犯罪だけでなく、災害も他区と比較して
少ない印象です。町会の防災訓練など、私も色々なイベントに参加させていただいていますが、
住民の方の意識が高いと強く感じています。

災害状況については以上ですが、皆様をお願いしたいことがあります。11月9日から秋の火災
予防運動が始まりますので、そこで地域住民の方に火災予防を呼び掛けていき、また、12月
から3月までは空気の乾燥により火災多発期となり、暖房器具等の使用も多くなるため、引き
続き、火災予防を呼び掛けていきますので、皆様にも是非、地域住民の方に広報していただ
ければと思います。

報告は、以上となります。

○河合会長 ありがとうございます。それでは、報告の内容につきまして、委員の皆様から、
質問などがありましたら、お願いしたいと思います。大岩委員、どうぞ。

○大岩委員 委員の大岩です。

令和5年の火災について、小石川消防署が44件で焼損床面積は54㎡、本郷消防署が35件で焼損

床面積は125㎡となっていますが、これは、焼損床面積が大きい火災があったということでしょうか。

また、令和6年の火災について、本郷消防署が29件で焼損床面積がゼロというのは、どのような意味なのでしょう。

○曾根本郷消防署警防課防災安全係長 件数自体が少なくても、大きな火災が1件発生すれば、焼損床面積が増加してしまいますので、令和5年で言えば、本郷消防署管内で125㎡となっていますが、1件で100㎡焼損している火災があります。これは、共同住宅から出火したのですが、周辺に燃え広がり、結果的に、4棟で焼損床面積が100㎡となる火災でした。このように、出火建物の状況によって、焼損床面積が増加してしまう場合があります。例えば、マンションなどの耐火建築物であれば、被害が1部屋のみであるなど、燃え広がることは少ないのですが、一般的な木造防火造は、延焼の危険が大きくなるというのが実情です。令和6年につきましては、本郷消防署管内では、大きく延焼する火災が発生しておらず、焼損床面積が0㎡になっています。

○大岩委員 その代わりに、令和6年は、小石川消防署管内で大きな火災が発生したということでしょうか。

○曾根本郷消防署警防課防災安全係長 そのとおりです。小石川消防署管内では、1月に大きな火災が発生し、空き家でしたが、大きな住宅であったため、焼損床面積が増加しています。

○河合会長 小石川消防署管内のその他の35件は、焼損床面積がゼロということでしょうか。

○曾根本郷消防署警防課防災安全係長 そのとおりです。比較的発見が早かったり、あまり燃えるものが無かったということです。この中には、例えば、コンセントに焦げ跡があったという軽微なものも火災として件数に含まれるため、それらも含めて35件となります。

○河合会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 大塚警察署の佐々木です。

先ほど、危険排除に関する説明の中で、動物が出たときの対応がありました。我々警察官は、動物が出た場合、警察法第2条に基づく警察の責務を根拠に対応しているのですが、分かりましたら、消防署員の方がその任務に当たる根拠と具体的な任務内容を教えていただけないでしょうか。

○曾根本郷消防署警防課防災安全係長 明確な根拠は無かったと思います。そのため、我々は、動物を確保したとしても、所管する区の担当部署に引き渡すなど、一時的に危険を排除する処置しかできません。これは消防署によりますが、例えば、蜂の駆除要請を受けた際、危険なスズメバチなどであれば、蜂の防護衣を所持している消防署もあるため、余りにも危険な場合は、その消防署に要請をして、来ていただくこともあります。ただし、専門性はないため、消防で対応できなければ、対応することができる機関に要請することになります。消防では、あくまでも、要請を受けて、できる限りの危険を排除するという対応になります。

○河合会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。三森委員、どうぞ。

○三森委員 委員の三森です。

先ほど、主な出火原因のうち電気火災で、コンセントとモバイルバッテリーについて、ご説明いただきましたが、コンセントの場合、電源プラグを差し込んだときに火が出てしまうのでしょうか、それとも、電源タップなどが古くなって火が出るのでしょうか。

また、モバイルバッテリーの場合、モバイルバッテリー自体が焼けて、周りが焼損してしまうのか、その辺りを教えていただけないでしょうか。

○曾根本郷消防署警防課防災安全係長 コンセント関係で多いのは、電源プラグを差し込んだまま、隙間に埃が溜まり、湿気が原因で発火してしまうというもの、また、電源タップに複数の機器を接続することにより、定格容量を超えてしまい、電源タップに負荷が掛かって発火してしまうというものです。そのほかには、コードの断線などが比較的多くなっています。コンセント関係は、事後の通報が多く、焦げ跡がある、火花が散るという初期段階の通報もあるため、現場に燃えた形跡があれば、火災として認定するという形になります。

また、モバイルバッテリーの場合、延焼火災であれば、調査に入り、発火原因を探りますが、現場からモバイルバッテリーの残骸が出てきたり、発見が早く、モバイルバッテリーだけで被害が収まる事案も多いです。先日の事案では、状況を聴取したところ、充電中に、モバイルバッテリーから煙が発生し、約 50cm 飛び跳ねたそうです。我々も、機械的な部分は詳しく分かりませんが、消防署では、専門の検査機関による検査済みの表示をしている製品の使用を推奨しています。

○河合会長 板橋委員、どうぞ。

○板橋委員 委員の板橋です。

1点お伺いしたいのですが、私は、火災発生時、自分で火を消すことができなくなったときに、119番通報を行うという認識なのですが、先ほどの説明の中で、焦げ跡があるという軽微な状態での通報も多いという話があったかと思います。そのように、燃えてしまっても、一瞬で火は消せた場合、調査のために、通報した方がよいのか、教えていただければと思います。

○曾根本郷消防署警防課防災安全係長 その原因を参考とすることによって、他の火災を予防することができるかもしれませんが、基本的には通報していただければと思います。ほかにも、それが当事者の責任であるのか、建物自体の機械に問題があるのか、電気関係に問題があるのか、個人ではそのような判断ができず、火が消えたと思っていても、実際は違う場所で火が燻っていたということも、無きにしも非ずのため、通報をお願いいたします。

また、よく聞かれることとして、火災保険を適用するためには、火災の認定を受けなければいけないという事情もあるようですので、被害がそれ以上無いという確認も含めて、消防を呼んでいただければ、安心できるのではないのでしょうか。

○板橋委員 ありがとうございます。

○河合会長 そのほか、いかがでしょうか。土田委員、どうぞ。

○土田委員 町会で役員をさせていただいておりますが、お伺いいたします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まってから、各地、お祭りやイベントが盛んになってきているのですが、お祭りの際に火災が発生したことは、今までありましたでしょうか。

○曾根本郷消防署警防課防災安全係長 以前、地方のお祭りでガスボンベに火が付いてしまうということがありましたが、本郷消防署管内については、お祭りのときに火災が発生したことは無いと思います。地域の大きなお祭りや露店が多く出るときは、消防署に届出があり、開始前に、各露店を回って、ガスボンベが固定されているかなど、事前に指導を行っているため、そのような面でも、火災が予防されていると考えています。

○土田委員 ありがとうございます。

○河合会長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特に無いようでしたら、質疑を終了したいと思います。本日は、大塚警察署の佐々木委員、本郷消防署の曾根様、本当にありがとうございました。

これで、本日予定されていた議事は、全て終了しましたので、次回の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

○横山危機管理課長 本協議会は、今年度、残り1回の開催を予定しています。昨年度は3月に開催いたしましたが、次回の開催日時につきましては、開催日の1か月前を目途に、委員の皆様にご周知させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○河合会長 それでは、次回の日程につきましては、決定次第、事務局から各委員にお知らせするというので、これをもちまして閉会といたします。本日は、ありがとうございました。

「閉会」（午前10時26分）